

事業名： いわき市役所本庁舎耐震改修事業 設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル  
技術提案書等に関する質問への回答[平成 27 年 12 月 25 日現在受付分]

No.	質問事項	回 答
1	— 今回、施工面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超える場合、土対法に基づく汚染土壌調査は必要でしょうか。また、その結果、処分費用等が発生する場合、別途協議と考えるよろしいでしょうか。	調査の実施については、土壌汚染対策法第 4 条（3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の掘削その他の土地の形質の変更）に該当する場合は、汚染土壌調査費を本技術提案に含むものとします。また、調査の結果、処分費用等が発生する場合は、別途協議とします。
2	要求水準書 P13 8 電気設備改修工事範囲 老朽化改修工事(1)電気設備改修工事において、耐用年数を超過した各階分電盤・動力盤及び配管配線工事の更新を行うとありますが、分電盤・動力盤及び配管配線は幹線と読み替え、本棟のみを対象に更新と考えるよろしいでしょうか。	分電盤・動力盤及び配管配線は幹線部分とし、本棟及び市民棟・議会棟を更新対象とします。
3	要求水準書 P15 10 電気設備改修工事範囲 機器改修一覧の電気設備：配管類において、耐震改修は、備考の（免震化）が対象となっていますが、免震化対策以外で使用可能な配管類（電線・ケーブルを含む）は、既存流用と考えるよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	要求水準書 P12 7 機械設備改修工事範囲 防災機能向上改修工事の、(3)衛生設備改修工事において、3,000 人程度の処理能力とありますが、延べ 3,000 人（3 日間）と考えるよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

5	要求水準書P15 10 機械設備改修工事範囲	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、メイン配管以外の機器更新に伴う冷温水配管の更新については、要求水準書P13 8(3)のとおり、本技術提案に含むものとします。</p>
	<p>機器改修一覧の、空調設備 空調機において、備考欄に記載されておりますファンコイルユニット等とは、本棟ペリメーター部分に設置のインダクションユニットを対象に更新と考え、市民棟及び議会棟は対象外と考えて宜しいでしょうか。</p>	
6	要求水準書P15 10 機械設備改修工事範囲	<p>メイン配管とは、熱源から冷温水ポンプ、冷温水ポンプから立管までとし、ヘッダー類も対象とします。</p> <p>また、メイン配管以外の機器更新に伴う熱源から冷却塔までの冷却水配管の更新については、要求水準書P13 8(3)のとおり、本技術提案に含むものとします。</p>
	<p>機器改修一覧の、空調設備 冷温水配管において、備考欄に記載されておりますメイン配管とは、熱源から立管までを対象と考えて宜しいでしょうか。</p>	
7	要求水準書P15 10 機械設備改修工事範囲	<p>メイン配管とは、給水においては揚水ポンプから高架水槽、高架水槽から給水ヘッダー、給水ヘッダーから立管とし、ヘッダーも対象とします。</p> <p>また、更新範囲は、本棟及び市民棟・議会棟への渡り配管を含むものとします。</p> <p>なお、その他設備のメイン配管（立管）については、要求水準書P29 2 既存設備概要によることとします。</p>
	<p>機器改修一覧の、衛生設備 給排水配管において、備考欄に記載されておりますメイン配管のみとは、立管を対象と考え更新範囲は本棟のみとし、市民棟及び議会棟は対象外と考えて宜しいでしょうか。</p>	
8	要求水準書P18 3 機械設備改修工事範囲	<p>アスベスト・PCB 含有材料等に関する詳細調査については未実施であることから、提供した情報と異なる範囲でアスベスト等の処理費用等が発生した際には、別途協議とします。</p> <p>なお、本工事範囲に係るアスベスト等の調査費用は、本技術提案に含むものとします。</p>
	<p>リスク分担の、マネジメント特性 ⑦その他において、リスクが発生する可能性のある要因に記載されております、アスベスト等についての情報を提供下さいます様、お願いいたします。</p> <p>無い様であれば別途工事と考えさせていただきます。</p>	

9	<p>実施要領 P 11 (4) 機械設備・電気設備改修工事範囲</p> <p>提出書類の、d 省エネ性において、既設設備との比較を行うため、現状の設備ランニングコストの実績値を提供下さいます様、お願いいたします。また、飲料用と空調用の上水使用量についての情報を提供下さいます様、お願いいたします。</p>	<p>本庁舎の光熱水費の決算額は次のとおりです。</p> <p><b>いわき市役所本庁舎光熱水費決算額</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成24年度決算</th> <th>平成25年度決算</th> <th>平成26年度決算</th> <th>(26年度-25年度)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>※上段：料金 下段：使用量</th> <th>※上段：料金 下段：使用量</th> <th>※上段：料金 下段：使用量</th> <th>※上段：料金 下段：使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電気料</td> <td>本庁舎</td> <td>42,349,505</td> <td>45,182,521</td> <td>49,728,333</td> <td>4,545,812</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,017,634</td> <td>1,901,410</td> <td>1,914,060</td> <td>12,650</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス料</td> <td>本庁舎</td> <td>622,877</td> <td>507,011</td> <td>601,241</td> <td>94,230</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,329</td> <td>2,558</td> <td>2,850</td> <td>292</td> </tr> <tr> <td>本庁舎 (ボイラー用)</td> <td>20,691,989</td> <td>20,797,149</td> <td>21,461,726</td> <td>664,577</td> </tr> <tr> <td></td> <td>182,921</td> <td>172,175</td> <td>158,759</td> <td>△ 13,416</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道料</td> <td>本庁舎</td> <td>11,804,973</td> <td>11,206,487</td> <td>11,456,779</td> <td>250,292</td> </tr> <tr> <td></td> <td>31,372</td> <td>28,967</td> <td>28,894</td> <td>△ 73</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>料金合計</b></td> <td><b>75,469,344</b></td> <td><b>77,693,168</b></td> <td><b>83,248,079</b></td> <td><b>5,554,911</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>※単位 料金：円、電気使用量：kw、 ガス使用量：m<sup>3</sup>、水道使用量：m<sup>3</sup></p> <p>また、水道使用量の内訳は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空調用</td> <td>1, 800</td> <td>1, 800</td> <td>1, 800</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>29, 572</td> <td>27, 167</td> <td>27, 094</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算	(26年度-25年度)			※上段：料金 下段：使用量	※上段：料金 下段：使用量	※上段：料金 下段：使用量	※上段：料金 下段：使用量	電気料	本庁舎	42,349,505	45,182,521	49,728,333	4,545,812		2,017,634	1,901,410	1,914,060	12,650	ガス料	本庁舎	622,877	507,011	601,241	94,230		3,329	2,558	2,850	292	本庁舎 (ボイラー用)	20,691,989	20,797,149	21,461,726	664,577		182,921	172,175	158,759	△ 13,416	水道料	本庁舎	11,804,973	11,206,487	11,456,779	250,292		31,372	28,967	28,894	△ 73	<b>料金合計</b>		<b>75,469,344</b>	<b>77,693,168</b>	<b>83,248,079</b>	<b>5,554,911</b>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	空調用	1, 800	1, 800	1, 800	その他	29, 572	27, 167	27, 094
			平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算	(26年度-25年度)																																																																					
		※上段：料金 下段：使用量	※上段：料金 下段：使用量	※上段：料金 下段：使用量	※上段：料金 下段：使用量																																																																						
電気料	本庁舎	42,349,505	45,182,521	49,728,333	4,545,812																																																																						
		2,017,634	1,901,410	1,914,060	12,650																																																																						
ガス料	本庁舎	622,877	507,011	601,241	94,230																																																																						
		3,329	2,558	2,850	292																																																																						
	本庁舎 (ボイラー用)	20,691,989	20,797,149	21,461,726	664,577																																																																						
	182,921	172,175	158,759	△ 13,416																																																																							
水道料	本庁舎	11,804,973	11,206,487	11,456,779	250,292																																																																						
		31,372	28,967	28,894	△ 73																																																																						
<b>料金合計</b>		<b>75,469,344</b>	<b>77,693,168</b>	<b>83,248,079</b>	<b>5,554,911</b>																																																																						
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																																																								
空調用	1, 800	1, 800	1, 800																																																																								
その他	29, 572	27, 167	27, 094																																																																								
10	<p>審査基準書</p> <p>4 技術提案審査（二次審査） (2)技術提案及び提案金額の評価項目</p> <p>5 工事中の庁舎機能の維持の中で(5)工期の短縮化に配慮されているか。また、工程計画に無理なく適切であるか。(2)来庁者や市職員の負担に配慮されているか。との記載になっていますが、工期が短縮されれば、(5)(2)ダブルで加点されるものと理解して宜しいですか。</p>	<p>工期短縮に係る評価項目は審査基準書 5 (5)であり、工期の短縮により 5 (2)が加点されることはありません。</p>																																																																									